

## 国有地公共空地の占用問題に関する経緯

S26.10.17 茅ヶ崎漁港漁港指定

S36. 6.16 海岸保全区域の指定

S36 年以前 占用許可 県土木部

S37. 4. 1 占用許可 茅ヶ崎市

S44. 8. 1 建設省から農林省に所管替え

S48. 4. 1 占用許可 茅ヶ崎市及び県（県西部漁港事務所）

S59.6.19 大蔵省関東財務局の公共財産実地監査

S61.9.25 大蔵省理財局長通知

「住宅、工場等の建物の敷地として占使用されている等でその使用目的・立地条件等の現況から見て、用途廃止のうえ引継ぎの処理促進を図る必要があると認められる。」

S61.11.18 漁港管理者（茅ヶ崎市長）の意見（上記にかかる市から県への回答）

「漁港区域内の一部について以前から集落的機能をなして漁業者並びに漁業関係者の住宅及び店舗用敷地として使用され、漁業が営まれてきており生活手段として定着しているが、その中に一部未利用地も混在しているといった状況を呈している。このような状況を踏まえて、目下茅ヶ崎漁港は整備中であり、今後漁港管理部門の陸域施設について土地利用の計画を検討して進めるべく考えております。陸域の土地利用については、一部未利用地等も含めて、この先数年の間に利用計画も確定し整備をすすめ、それに伴い公共用地の明確化ができるものと考えております。なお、その間においても、用途廃止に係る準備を順次進めて参ります。」

H 3. 4. 1 茅ヶ崎市漁港管理条例施行

H5 ~

H10 市、県及び関係機関と用途廃止、土地利用等についての協議

H11.5.21 国有財産監査指摘財産のうち重要事案に関する大蔵省理財局説明の結果について（大蔵省理財局→水産庁→県水産課→市）

指摘事項 「全く進展がない。改善について要督促。」

H12. 2.10 上記指摘に対する回答（市の回答に基づき県水産課→水産庁）

「本件事案の区域全体には未利用地も混在しており、用途廃止・払い下げを行うにあたっては、道路・公共下水道・公園整備等「まちづくり」を念頭に置き、整備をしていく必要があります。こうした政策を実現していくためには、市の府内体制を整え、独立した組織により取り組みを開始する必要があり、平成12年度には、新たに水産担当の組織が発足する予定であります。そして、隣接して行っている漁港整備事業及び海岸環境事業とも整合性を図り、関東財務局・県等関係機関と協議を重ねつつ平成13年度を目標に基本構想をまとめていきたいと考えております。このため、解決に向けて市に対し指導するとともに、県としても可能な限り協力をを行い、できるだけ早い時期に解決できるよう対応してまいります。」

H12. 3. 1 国有財産の是正未済事案処理状況報告（市→県水産課→水産庁→大蔵省）

「当該区域全体には、未利用地も混在しており、用途廃止・払い下げを行うにあたっては、道路・公共下水道・公園整備等を念頭に置き、整備計画をしていく必要がある。隣接して行っている漁港整備事業及び海岸整備事業とも整合を図り、関東財務局・県等関係機関と協議を重ねつつ、平成13年度を目標に基本構想をまとめていきたい。」

H12年度 漁港区域整備基本構想策定

占用者アンケート実施

- 結果
- ・なんとかこの家（店舗）を使い続けたい。
  - ・条件が整えられれば、払い下げを受けたい。
  - ・道路や公共下水道などの都市基盤整備を同時に進めてほしい。
  - ・資金が不足しているので、分割にしてほしい。

H13. 4. 1 漁港法の改正

地方分権の推進を図るため、漁港の指定権限の一部などが、農林水産大臣から市町村長及び都道府県知事に委譲された。

H13. 4. 3 国有財産の是正未済事案処理状況報告（市→県水産課→水産庁→財務省）

「平成12年度には、農政水産課の中に独立した権限を持つ漁港周辺整備担当課長を設置し、整備計画の具体化に向けて「漁港区域整備基本構想」を策定している。なお当該区域全体には、未利用地も混在しており、用途廃止・払い下げを行うにあたっては道路・下水道等の整備を念頭に置き、関係機関と調整を図りながら整備計画を立案する必要があるため、平成13年度には、本基本構想報告書を基礎資料として府内調整を行い、市としての整備方針を明確にするとともに、地元調整を進めていきたい。」

### H13.7.17 政策会議

「漁港区域整備基本構想に基づき、占用者が払い下げを受けることで解決を図る」と市の方針を決定。

### H13.11.15 市議会 全員協議会

漁港区域整備基本構想について説明。

### H14.3.18 平成13年度是正等未済事案処理状況報告書(市→県水産課→水産庁→財務省)

「当該地は、道路法による道路が未整備なため、占用者が払い下げを受けても建物の建て替えができないなどの支障があるうえ、公共下水道が不備など、都市基盤整備も遅れている。したがって、上記地区整備にかかる市の財政的負担の問題がある。また、払い下げ価格の目途がつかなければ用途廃止に合意できないという占用者が多く、その人達の理解を得ていくかも大きな課題である。」

平成14年度には、上記問題の解決を図るために、まず、占用地区全体の測量を行い、占用者や財務省等の意向を把握しながら、地区内道路の整備計画などを盛り込んだ土地利用計画図を作成する。そして、その土地利用計画図の具現化を図るために、関係各機関等との調整を進めるとともに、用途廃止に対する占用者の理解が得られるよう折衝を進める。」

### H15.3.14 平成14年度是正等未済事案処理状況報告書(市→県水産課→水産庁→財務省)

「平成15年度は、平成14年度に策定した土地利用計画図に基づき、区画求積図を作成し、区画境界点を現地表示する。そして、土地利用計画図の具現化を図るために、関係各機関等との調整を進めるとともに、用途廃止に対する占用者の理解が得られるよう折衝を進める。」

### H17.1.14 平成16年度是正等未済事案処理状況報告書(市→県水産課→水産庁→財務省)

「平成16年度に分筆・保存登記が完了したため、平成20年予定の用途廃止に向け平成17年度からは、新占用面積により、占用手続きを行う。また、地区内整備を進めるため、平成17年度は、建て屋解体工事と砂利道整備工事を実施する。」

### H18.1.26 平成17年度是正等未済事案処理状況報告書(市→県水産課→水産庁→財務省)

「平成20年予定の用途廃止に向け、地区内整備を進めるため、平成17年度は建て屋解体工事と砂利道整備工事を実施した。引き続き、平成18年度は、道路詳細設計業務委託と上下水道管理設のためサイクリングロード仮設工を実施する。」